

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

第七次千葉県障害者計画の進捗状況等(令和3年度)について

第七次千葉県障害者計画では、主要施策1「入所施設等から地域生活への移行の推進」から主要施策8「様々な視点から取り組むべき事項」まで、施策毎に数値目標と取組の方向性が設定されている。(再掲を含め数値目標：123、取組の方向性：270を設定)

令和3年度の数値目標に対する実績について、達成率により評価可能な89項目のうち、A評価(目標値の100%以上の達成率)は46項目、B評価(目標値の80%以上100%未満)は23項目であり、A評価とB評価の項目が77.5%となっている。

| 主要施策 | 数値目標数 | 令和3年度状況 | | | | | |
|-----------------------------|-------|---------|-------|------|------|------|-----|
| | | A | B | C | D | E | その他 |
| 1 入所施設等から地域生活への移行の推進 | 12 | 7 | 2 | 1 | | | 2 |
| 2 精神障害のある人の地域生活の推進 | 13 | 5 | 5 | 1 | 1 | | 1 |
| 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 | 12 | 5 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実 | 22 | 12 | 3 | | | 2 | 5 |
| 5 障害のある人の相談支援体制の充実 | 13 | 2 | | | 1 | 2 | 8 |
| 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 | 25 | 2 | 7 | 3 | | | 13 |
| 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 | 8 | | 3 | | | 1 | 4 |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | 18 | 13 | 2 | 2 | | 1 | |
| 計 | 123 | 46 | 23 | 8 | 5 | 7 | 34 |
| 達成率により評価可能な数値目標数(割合%) | 89 | 51.7% | 25.8% | 9.0% | 5.6% | 7.9% | |

A+B= 77.5%

| | |
|-------------|---|
| 数値目標の達成状況評価 | A ……目標値の100%以上の達成率 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率 E ……目標値の30%未満の達成率 その他 ……調査中及び達成率による評価ができないもの等 |
|-------------|---|

【参考】第六次千葉県障害者計画主要施策管理表

| 主要施策 | 数値 目標数 | 令和2年度状況 | | | | | |
|-----------------------------|------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|----------|
| | | A | B | C | D | E | その他 |
| 1 入所施設から地域生活への移行の推進 | 11 | 6 | 1 | 4 | | | |
| 2 精神障害のある人の地域生活の推進 | 12 | 3 | 2 | 1 | | 2 | 4 |
| 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 | 12 | 4 | 1 | 2 | 3 | 2 | |
| 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実 | 24 | 11 | 9 | 1 | | 3 | |
| 5 障害のある人の相談支援体制の充実 | 13 | 2 | 3 | 2 | 2 | 4 | |
| 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 | 23 | 8 | 6 | 5 | 4 | | |
| 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 | 12 | 3 | 4 | 1 | 1 | 3 | |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | 23 | 9 | 9 | 1 | 1 | 3 | |
| 計 | 130 | 46 | 35 | 17 | 11 | 17 | 4 |
| 達成率により評価可能な数値目標数（割合） | 126 | 36.5% | 27.8% | 13.5% | 8.7% | 13.5% | |

A+B= 64.3%

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

| | |
|------|----------------------|
| 主要施策 | 1 入所施設等から地域生活への移行の推進 |
|------|----------------------|

◇障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の充実を図ります。

◇強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

◇障害のある人の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居の設置・活用など、様々な支援に取り組みます。

◇千葉県袖ヶ浦福祉センターについては、令和4年度末までに廃止することとなるため、全利用者の地域への移行を進めます。

基本施策

- (1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設の在り方

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 3 | 12 | 7 | 2 | 1 | | | 2 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|--------------|---|
| <p>令和3年度</p> | <p>【取組結果】</p> <p>(1)・グループホームに対する運営等の費用補助や、障害者グループホーム等支援ワーカーによる開設・運営に関する相談を実施しました。・地域生活支援拠点等の整備・運営に関する研修会等を開催し、現状や課題等を共有するなど支援を行いました。</p> <p>(2)・特別支援学校や特別支援学級に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子どもなど、障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進しました。</p> <p>(3)・ホームヘルパーに対する研修を実施し、支援の質の向上及びサービス量の確保を図りました。・同行援護事業従事者の資質の向上のため、同行援護従業者養成研修を実施しました。</p> <p>(4)・新たに創設した「重度の強度行動障害のある方の支援事業」により、施設整備費や、追加配置の人員費について補助を実施しました。・強度行動障害県単加算事業を実施し、民間施設の支援を行いました。</p> <p>(5)・重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援しました。</p> <p>(6)・袖ヶ浦福祉センター入所者の移行に当たり、本人の意思や保護者の意向を丁寧に汲み取るため、更生園の各寮に意思決定支援アドバイザーを配置しました。</p> |
| <p>令和4年度</p> | <p>【取組結果への対応】</p> <p>(1)・引き続き、グループホームに対する運営等の費用補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる開設・運営に関する相談を実施します。・地域生活支援拠点等の整備・運営に関する研修会等を開催し、現状や課題等を共有していきます。</p> <p>(2)・引き続き、特別支援学校や特別支援学級に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子どもなど、障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。</p> <p>(3)・引き続き、ホームヘルパーに対する研修を実施し、支援の質の向上及びサービス量の確保を図ります。・引き続き、同行援護事業従事者研修により支援の質の向上を図ります。</p> <p>(4)・「重度の強度行動障害のある方の支援事業」により、重度の強度行動障害者が地域の民間事業所等で受け入れが進むよう環境を整備します。・強度行動障害県単加算事業を引き続き実施し、民間施設の支援を行います。</p> <p>(5)・引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援します。</p> <p>(6)・引き続き、センター入所者の移行が完了するまで、意思決定支援アドバイザーを配置し、本人の意思や保護者の意向を踏まえ、希望する民間事業所への移行を進めます。</p> |

※最終年度の判定:目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=「概ね進展が図られています。」
上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

| | |
|------|--------------------|
| 主要施策 | 2 精神障害のある人の地域生活の推進 |
|------|--------------------|

◇精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や、程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

◇また、長期入院精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」として認定し、精神科病院に長期入院している患者の退院を促進します。

◇さらに、精神障害のある人が、自立した生活を維持し、社会参加を支援するためのピアサポーターの活動を推進します。

基本施策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 3 | 13 | 5 | 5 | 1 | 1 | | 1 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|-------|--|
| 令和3年度 | <p>【取組結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。 ・千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議において、現行システムにおける課題や改善点などを議論し、新たな参画医療機関についての検討を行いました。また、関係機関との連携強化を目的とした千葉県精神科救急医療システム連携研究会を開催しました。 |
| 令和4年度 | <p>【取組結果への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めます。 ・引き続き、千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連絡研修会の開催を通して、精神科救急医療の確保に努めます。 |

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」

「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
「概ね進展が図られています。」

上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

| | |
|------|-----------------------------|
| 主要施策 | 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 |
|------|-----------------------------|

- ◇障害者条例に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者が参加する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」で協議し、障害のある人に優しい取組を応援していきます。
- ◇障害者条例及び障害者差別解消法の趣旨が県民に広く浸透するよう周知を行います。
- ◇障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。
- ◇地域における相談支援体制を構築し、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。
- ◇障害の有無にかかわらず、必要な情報のやり取りやコミュニケーションが行えるよう支援を行います。平成29年3月に見直した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づく配慮に努めるとともに広くガイドラインを周知します。
- ◇平成28年6月制定の手話言語等条例に基づき、手話等の普及を促進するとともに、手話通訳者や要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、失語症者向け意思疎通支援者等の人材の養成に取り組みます。
- ◇障害のある人に関するマークの県民への周知と理解の促進に取り組みます。

基本施策

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 子どもたちへの福祉教育の推進
- (3) 地域における権利擁護体制の構築
- (4) 地域における相談支援体制の充実
- (5) 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進
- (6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 3 | 12 | 5 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|--------------|---|
| <p>令和3年度</p> | <p>【取組結果】 (1)障害者条例と障害者差別解消法を併せた広報・啓発活動と新しい生活様式の下での障害のある人に対する配慮等について周知を行いました。 (2)福祉教育関係者を対象にオンデマンドやオンラインを利用して福祉教育養成研修を開催し、学校や地域における福祉教育の推進を図りました。 (3)虐待防止アドバイザーを派遣し適切な対応や予防ができるよう助言を行いました。また、障害者虐待の未然防止・早期発見のため、施設等の虐待防止責任者等や市町村職員に対しオンライン研修を実施しました。 (4)市町村自立支援協議会等の会議に広域専門指導員が参加する等、市町村との連携強化に努めました。 (5)手話通訳等の人材育成については、手話通訳養成講座や要約筆記者養成講座を実施し育成に努めました。また、失語者向け意思疎通支援者育成のため養成研修を実施しました。 (6)市町村職員向け研修で「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を配布して必要な配慮を行うよう働きかけをし、県のホームページにも掲載して、広く周知しています。</p> |
| <p>令和4年度</p> | <p>【取組結果への対応】 (1)障害のある人に対する差別をなくすため、障害者差別解消法と障害者条例を併せた広報・啓発活動と新しい生活様式の下での障害のある人に対する配慮等について周知を引き続き行っていきます。 (2)学校や地域に福祉教育を広めるため、引き続き学校や団体の方々に受講していただくよう取り組んでいきます。 (3)オンラインによる派遣など積極的な虐待防止アドバイザーの活用を働きかけ、引き続き研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組めます。 (4)引き続き、市町村との連携強化に努めます。 (5)今後も、手話通訳者等の人材育成に取り組めます。また、失語者向け意思疎通支援者養成研修の充実を図り、失語症の理解がさらに広がるよう取り組めます。 (6)障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の改定を行い、広く周知に努めます。</p> |

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」
 「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
 「概ね進展が図られています。」
 上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

| | |
|------|----------------------|
| 主要施策 | 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実 |
|------|----------------------|

- ◇障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。
- ◇医療的ケア児等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。
- ◇手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。
- ◇ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。
- ◇放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。
- ◇重症心身障害児(者)等が入院・入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターについて、施設整備に係る基本計画に基づき、県民からの幅広いニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。

基本施策

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
- (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|----|---|---|---|---|-----|
| 3 | 22 | 12 | 3 | | | 2 | 5 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|--------------|--|
| <p>令和3年度</p> | <p>【取組結果】 (1) 保育所等訪問支援事業所は18事業所の増加となり、児童発達支援センターは未設置の市町村に1箇所の新規開設がありました。 (2) 医療的ケア児等を支援する訪問看護師及び看護師等研修を実施し、63名が受講しました。 (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し62名が受講しました。 (4) 特別支援アドバイザー21名を各教育事務所に配置しました。また、令和2年度に引き続き、4月限定派遣を実施しました。特別支援学級新担任や通級指導教室新担当、特別支援教育の経験年数の浅い担任を対象に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援の在り方などについて、助言・援助を行いました。</p> |
| <p>令和4年度</p> | <p>【取組結果への対応】 (1) 児童発達支援センターの開設の相談等ありますが、引き続き未設置の市町村に働きかけていきます。 (2) 引き続き、市町村あるいは圏域での医療的ケア児等コーディネーター配置について働きかけます。 (3) 医療的ケアに対応可能な支援者の人材育成研修を行うほか、医療的ケア児等コーディネーターの資質向上を図るための研修を実施します。 (4) 引き続き、特別支援アドバイザーを配置します。4月限定派遣も継続し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援の在り方などについて、助言・援助を行います。</p> |

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」
 「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
 「概ね進展が図られています。」
 上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

| | |
|------|--------------------|
| 主要施策 | 5 障害のある人の相談支援体制の充実 |
|------|--------------------|

- ◇障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、アドバイザーを派遣します。
- ◇障害者総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の養成に係る各種の研修を行います。
- ◇地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、その設置促進を支援します。
- ◇障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものための相談支援体制の充実を図ります。

基本施策

- (1) 地域における相談支援体制の充実
- (2) 地域における相談支援従事者研修の充実
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 3 | 13 | 2 | | | 1 | 2 | 8 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|-------|---|
| 令和3年度 | 【取組結果】 新型コロナウイルス感染症の影響等により多くの取組が低調となり、結果として目標値の達成率が低くなっている。 |
| 令和4年度 | 【取組結果への対応】 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中であっても、オンラインの活用等により各取組の進捗を図る。 |

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」
 「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=「概ね進展が図られています。」
 上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

| | |
|------|---------------------------|
| 主要施策 | 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 |
|------|---------------------------|

◇障害者就労施設等は、障害のある人の経済的自立だけではなく、自己実現の場としても重要です。このため、障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害者福祉施設からの就労拡大をはじめとして、企業への支援や関係機関との連携などを含め、障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援を進めます。

◇具体的には、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」に基づき、県の調達方針を策定するとともに、官公庁による優先調達の促進に向けて、市町村や県の各機関の職員向けに、調達事例の紹介や、制度の説明会を開催するなど、取組を進めます。

◇また、工賃向上計画に基づく就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。

◇さらに、障害者就労施設への発注の拡大に向け、企業や自治体等からの発注に対応する共同受注窓口や、県内の就労施設等の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受発注のマッチングを図っていきます。

基本施策

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 3 | 25 | 2 | 7 | 3 | | | 13 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|--------------|---|
| <p>令和3年度</p> | <p>【取組結果】</p> <p>(1)障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、障害のある人への相談支援や職業訓練を行い、就労支援・定着支援体制の充実に図りました。</p> <p>(2)(3)障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置し、生活支援員・企業支援員により、就職している障害のある人等への相談支援、企業の障害者雇用への理解促進に取り組みました。</p> <p>(4)(5)就労を促進するための情報共有を目的とした会議等を開催し、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、就労継続支援事業所に対する研修を実施し、工賃(賃金)向上に向けた支援を行いました。</p> <p>(6)障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう支援を行いました。</p> |
| <p>令和4年度</p> | <p>【取組結果への対応】</p> <p>(1)引き続き、障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、障害のある人への相談支援や職業訓練を行い、就労支援・定着支援体制の充実に図ります。また、就労定着支援事業所等との連携強化に向け、労定着支援促進事業を実施します。</p> <p>(2)(3)引き続き、障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置し、生活支援員・企業支援員により、就職している障害のある人等への相談支援、企業の障害者雇用への理解促進に取り組みます。</p> <p>(4)(5)引き続き、就労を促進するための情報共有を目的とした会議等を開催し、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、就労継続支援事業所に対する研修等を実施し、工賃(賃金)向上に向けた支援を行います。</p> <p>(6)引き続き、障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう支援を行います。</p> |

※最終年度の判定: 目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=
「概ね進展が図られています。」
上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

| | |
|------|-------------------------|
| 主要施策 | 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 |
|------|-------------------------|

◇発達障害、高次脳機能障害のある人など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

◇通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対しては、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。

◇ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、支援を希望するひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の推進を図ります。

◇特に本人や家族の負担が大きい重度の心身に障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。

基本施策

- (1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (3) 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進
- (4) ひきこもりに関する支援の推進
- (5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 3 | 8 | | 3 | | | 1 | 4 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|--------------|---|
| <p>令和3年度</p> | <p>【取組結果】 (1)・発達障害者支援センターで各種研修や講座を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例支援等を行いました。 (2)・地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所を利用しやすくなるような制度を実施しました。 (3)・重度心身障害のある人の医療費について、令和3年度も市町村に対し補助を行いました。 (4)・ひきこもり地域支援センターにおいて、電話相談、面接等の支援を行いました。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図りました。 (5)・出所・出院後直ちに必要な福祉サービスにつなげるよう、地域生活定着支援センターで、障害のある人を含む対象者の支援に取り組みました。</p> |
| <p>令和4年度</p> | <p>【取組結果への対応】 (1)・引き続き、発達障害者支援センターで各種研修や講座を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例支援等を行います。 (2)・引き続き、地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所をより利用しやすくなるような制度の拡充等を検討します。 (3)・重度心身障害のある人の医療費について、引き続き、市町村に対し補助を行います。 (4)・ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応を行うとともに、ひきこもり支援サポーターの養成のための研修の開催を行います。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。 (5)・矯正施設を出所した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。</p> |

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」
 「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
 「概ね進展が図られています。」
 上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

主要施策

8 様々な視点から取り組むべき事項

(1) 人材の確保・定着

障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。

(2) 高齢期に向けた支援

高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制の在り方の検討状況を注視しながら検討を進めます。

(3) 保健と医療に関する支援

障害は、人の一生を通じて様々な時期に発生します。家族や本人が障害の状況を正しく認識し、適切な医療サポートを受けることが重要となります。また、障害のある人が地域で安心して暮らしていける社会づくりを進めるためには障害のある人に関する健康づくり・医療・福祉施策の総合的な連携体制の充実に取り組んでいくことが重要です。身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。定期的に歯科健診や歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科健診・歯科保健指導を実施します。総合難病相談支援センター及び県内8箇所に設置した地域難病相談支援センターを拠点として、相談支援の実施、患者家族の交流促進、難病への理解促進等を図ります。

(4) スポーツと文化芸術活動に対する支援

東京2020パラリンピック競技大会を契機として促進された、障害のある人へのスポーツの普及や障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりについて、県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じ、より一層取り組んでいきます。国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。障害のある人が、生涯にわたり教育や文化芸術、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていきます。

(5) 住まいとまちづくりに関する支援

障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。また、鉄道駅、道路や建築物などの公共施設については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた取組により促進されたバリアフリー化やユニバーサルデザインのより一層の普及に努めます。

(6) 暮らしの安全・安心に関する支援

障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、犯罪被害者等の支援に努めます。また、悪質商法などの消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して、障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。

(7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知

行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知・普及と理解の促進を図ります。

基本施策

- (1) 人材の確保・定着
- (2) 高齢期に向けた支援
- (3) 保健と医療に関する支援
- (4) スポーツと文化芸術活動に対する支援
- (5) 住まいとまちづくりに関する支援
- (6) 暮らしの安全・安心に関する支援
- (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|----|---|---|---|---|-----|
| 3 | 18 | 13 | 2 | 2 | | 1 | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|-------|---|
| 令和3年度 | <p>【取組結果】</p> <p>(1) 各種研修を実施し、人材の確保及び支援の質の向上を図りました。・県内12地域の千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会を開催して意見交換を実施し、地域の課題等の実態把握を行うとともに、今後の施策等について検討を行いました。</p> <p>(2) 高齢期の障害のある人が、障害特性に応じサービスを円滑に利用できるよう、共生型サービス事業所の設置促進に努めました。・介護支援専門員法定研修において、障害福祉分野で生じる課題について研修内容に取り入れるなど、障害福祉と高齢者福祉との連携の強化を図りました。</p> <p>(3) 総合難病相談支援センター及び地域難病相談支援センターを拠点として、難病患者等の就労支援や療養上の相談支援事業を実施しました。・千葉県歯科医師会に委託して、摂食嚥下指導を行いました。</p> <p>(4) 障害者スポーツの認知度向上や競技人口増加を図るため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種競技体験会等に対し支援を行い、体験会等を開催しました。・障害者芸術作品の発表の場の確保や相談支援、人材育成、情報の収集及び発信等を行うことにより、地域における障害者の芸術文化活動の機会創出に努めました。</p> <p>(5) 「ちば障害者等用駐車区画利用証」を発行・交付しました。また、駐車区画障害者等用駐車区画の利用マナーの向上に向け、公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布、県ホームページ、テレビ・ラジオ、県民だよりを通じた啓発活動を行いました。</p> <p>(6) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所に対して、感染症リーダーの設置を依頼し、感染症リーダー向けの研修を実施しました。また、クラスターが発生した障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所に対して、必要に応じ防護具等を配布しました。</p> <p>(7) ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めました。</p> |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 令和4年度 | <p>【取組結果への対応】</p> <p>(1)・引き続き、研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。・引き続き、同様の事業を実施し、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施していきます。</p> <p>(2)・引き続き、高齢期の障害のある人が、障害の特性に応じサービスを円滑に利用できるよう、共生型サービス事業所の設置促進に努めます。</p> <p>(3)・新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しながら、オンライン等を活用するなど工夫して必要な支援等が実施できるように取り組みます。・引き続き、千葉県全域への摂食嚥下に関する啓発研修を行い、摂食嚥下障害に関する基礎知識を普及させ、摂食嚥下指導ができる保健医療関係者等の増加を図ります。</p> <p>(4)・障害者スポーツの認知度の向上や競技人口の増加のため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種体験会等に対して支援を行います。障害者芸術文化活動支援センターの事業をより効果的に実施できるよう、引き続き、支援センターの役割の周知等に取り組みます。</p> <p>(5)・誰もが円滑に駐車場を利用でき、利用マナーの向上が図られるよう、引き続き啓発活動に努めます。</p> <p>(6)・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所に対して、感染症リーダーの設置や感染症リーダー研修の視聴を周知します。また、クラスターが発生した障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所に対して、必要に応じ防護具等を配布します。</p> <p>(7)・引き続き、ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めます。</p> |
|-------|---|

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=
「概ね進展が図られています。」
上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」